

平成 20(2008)年 10月 22日

【自治労明石市水道労働組合への回答】

2008年全国現業・公企統一闘争統一要求について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答いたします。

水道事業は、経営改善実施計画により着実に経営の改善を図ってきた。料金改定による負担を利用者にお願いし、経費削減や事業の見直しに努めた結果、累積赤字を解消するまでに至った。また、昨年度には、新たに中期経営計画（平成20年度～22年度）を策定し、更なる経営健全化に向け取り組んでいるところである。

しかし、水需要については、人口の減少・節水の浸透などにより落ち込み、今後も予断を許さない状況である。収入減の傾向が続くとみられる中、老朽管の更新や施設の耐震化が求められ、また、定年退職者がピークを迎えるなど大幅な支出の増加が予想される。

こうした状況のもと、安全で安心な水道水を提供し、継続的に利用者のニーズに応えていくためには、もっと先を見越した経営戦略の検討やより一層の工夫が求められている。厳しい情勢の中で全職員が能力を発揮し、意欲とやりがいをもって職務を遂行していくためにも、労使が一体となって今後のあり方について考えて行く必要がある。

貴労働組合にあっては、現下の水道事業を取り巻く状況を共通理解し、経営改善に向けて、ともに努力をしていただきたい。

以上のことと踏まえ、各項目について、回答する。

【自治労明石市水道労働組合への回答】

2008年全国現業・公企統一闘争統一要求書に対する回答

(平成20年10月22日)

1 直営堅持及び人員確保について

- (1) 自治体業務の外部委託（指定管理者制度・PFI・市場化テスト・包括的第三者委託・PPP）、事業の民営化、地方独立行政法人化、給食センター化・公社化・広域化・一部事務組合化等の拡大を行わず、直営で公的責任を果たすこと。

包括的第三者委託等水道事業の運営諸形態については、他事業体の動きを注視しつつ、利用者サービスの向上、業務効率の向上並びにコスト削減効果について十分な研究を行っていく考えである。

また、業務委託については、人員削減のみを目的とするものではなく、利用者サービスの向上を図るという観点を踏まえながら、直営で行う業務と民間活力を活用する業務を選別する予定である。

- (2) 退職などによる欠員は正規職員で補充すること。

欠員補充については、民間委託、退職者の活用なども含め検討すべきものと考えている。

- (3) 住民ニーズに対応する体制を確立するためにも人員配置については労使協議を行うこと。

職員配置等の業務執行体制については、事業者の責任において整備していくものであり、業務内容等を精査のうえ、業務量に応じた配置をしていく考えである。

- (4) 市町合併にともない、住民生活に直結する現業・公企職場の切捨ては行わず、臨時、非常勤、広域・一部事務組合職員等の雇用継続をすること。

上記については、当事業体に該当しないものである。

- (5) 高齢者再任用制度の導入については、正規、臨職等の削減とならぬよう、従来からの定年延長や嘱託再雇用制度の拡充を図ることを基本に、再任用職場の確立とあわせて労使協議・合意をつくすこと。

再任用制度については、全市的な事案として協議を進めていきたいと考えている。

- (6) 緊急出動が必要な業務などについては自然災害も含めて危機管理の一環として直営による体制を確立すること。また、夜間・休日などについての勤務体制が確立できない場合は緊急呼び出し手当・待機手当などによって待遇改善を行うこと。

現在、夜間・休日の緊急修繕業務については、委託契約に基づき、業者が対応しているが、これまで目立ったトラブルは生じていない。直営で緊急修繕に対応するためには、宿日直が必要となることから、直営体制に戻すことは考えていない。

また、緊急呼び出しについては、緊急出勤手当を設けている。

- (7) 労使合意のない一方的な任用替えは行わないこと。

職種変更制度の実施については、労使合意しているところである。
その他、昇格、降格を除く任用替えは行っていない。

- (8) 法に抵触する委託や、常用的な業務に対するシルバーハンツー人材センター委託については是正すること。

業務委託を行う上においては法に則り実施しているところであるが、法に抵触する疑いがある場合は、直ちに是正していく考え方である。

2 労働協約締結について

- (1) 施設の統廃合、新・増改築や機構改革など全ての労働条件の変更に関することは「事前協議」とし、その「事前協議協定」を締結すること。

施設の統廃合等は、管理運営に属する事項である。

また、労働条件に関することは、従前から「事前協議に関する協定」に基づき事前協議を行なっているところである。

- (2) 事前協議事項については組合と十分協議し、労使が合意に達するまでは一方的に行わないこと。また合意事項については文書で確認すること。

事前協議事項については、事案の目的についての十分な共通認識を図り、合意に向け努力する考え方である。また、文書確認については、従来も行っているところである。

3 時短・週休 2 日制について

- (1) 早期に年間労働時間 1,800 時間を達成すること。

勤務時間は、現行の週 40 時間が妥当と考えている。

- (2) 時間外・休日勤務縮減に向けて、36 協定の中身の一層の見直しを行うこと。
また、協約未締結の場合は労基法違反であり、早急に協定を締結すること。

労働基準法第 36 条の協定については、労使合意のもとに締結しているところである。

- (3) 交替制職場では最低月 2 回の土、日の連続休日を含む 4 週 8 休制を実施すること。

明石川浄水場及び鳥羽浄水場については、現在 365 日、24 時間運転をしており、土、日曜日の連続休暇を含む 4 週 8 休制を実施することは困難である。

- (4) 臨時・非常勤、パート職員や自治体関連労働者の週休 2 日制導入とそれにともなう賃金単価の引き上げを行うこと。

上記については、水道事業体独自で回答できる事項ではない。

- (5) 時間外勤務の時間単価の算定基礎には、分母については労基法に基づき「実労働時間」とし、分子については基礎賃金に「地域手当・特殊勤務手当」などの月額固定支給額を算入する事。

上記については、水道事業体独自で回答できる事項ではない。

4 労働安全衛生について

- (1) 労働基準法・労働安全衛生法、その他関係法に違反する職場実態をただちになくすこと。

違法な状態があれば、ただちに改善することは当然であると考えている。

- (2) すべての事業場に安全衛生委員会を設置すること。50 人未満の事業場などで委員会設置が困難な場合は労使対等で運営する「安全衛生協議会」を設置すること。また、年間の事業計画を策定すること。

労働安全衛生法に基づき、水道部安全衛生委員会を設置している。

年間の事業計画については、年度当初の安全衛生委員会に諮り、承認を得てい

るところである。

- (3) 業務上の傷病については、使用者責任を明らかにし、法定外給付として死亡災害3,000万円（自賠責横並び）の補償制度をもうけること。

地方公務員災害補償制度以外の給付制度は考えていない。

- (4) 明石市における転落事故などの不幸な事故が再び起きないように、事業主としての責任を明確にするとともに、安全衛生に向けての具体的対策を行うこと。

公務上の事故については、その発生を未然に防ぐために、安全衛生委員会において、職場巡視などを行っているところである。また、職場で事故が発生した場合には、各課において災害再発防止検討会を開き、事故防止に努めているところである。

- (5) 特定職場に多い、酸欠・硫化水素中毒事故の発生防止の対策を講じること。

上記については、必要な職員に対し、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を受講させ、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者として職場に配置することにより、事故防止を図っている。

- (6) 職場のアスベスト使用状況、対策状況を明らかにし、在職者のみならず、退職者も含め健康診断の対象とすること。

昨年度から健康診断において全職員に胸部エックス線の直接撮影を行っており、従前の間接撮影に比べて検査精度が向上したものと考えている。

また、退職者については、石綿管の切断作業等に従事した者及びアスベストが使用されていた施設に勤務したことのある者で、胸部エックス線検査を希望する者について、職員と同じ検査を実施している。

5 現業差別賃金等の撤廃と改善について

6 権利確立、労働諸条件の改善について

7 職業差別撤廃について

8 臨時職員等の労働条件改善について

9 職場ごとの諸要求について

上記5～9については、水道事業独自で回答できる事項ではない。

10 公企政策について

- ① 水道・下水道事業の水質検査については水質の安全確保と運転管理の適正化をはかるため、事業体として責任のもてる検査体制を確立すること。

水質検査については、事業体の責任において水質の安全性が確保できる体制とする考えである。

- ② 鉛管の取替え計画を早急に進めること。

鉛管の取替については、中期経営計画に基づき整備する考えである。

- ③ 貯水槽水道については飲料水として適正な水であるように公的責任を果たすこと。

水道法及び水道条例に基づき、衛生行政との連携のもとに適正管理についての指導等に努めているところである。

- ④ 合成洗剤は人体に有害であると同時に、水質汚染の原因でもあることから、職場で石ケンへの切り替えを進め、家庭でも切り替えをPRすること。

上記については、当事業体に該当しないものである。

- ⑤ 地域水道ビジョン策定にあたって広く市民・職員の声を反映できるものとし、拙速な策定・公表とならないようにすること。

地域水道ビジョンは、将来の水道事業の方向性を決めるものであり、それは当然利用者ニーズを反映したものでなければならないと考えている。

- ⑥ 下水道事業をめぐる現状を把握し、今後の下水道事業のあり方を再検討すること。

上記については、当事業体に該当しないものである。

【自治労明石市水道労働組合への回答】

(平成 20 年 10 月 22 日)

単組独自課題に対する回答

- 1 住民要望に適切に対応するため、業務を見直し、その業務量に見合った配置を行うこと。また、退職・職種変更等により欠員が生じる場合は、正規職員で補充すること。

職員配置等の業務執行体制については、事業者の責任において整備していくものであり、業務内容を精査し、業務量に応じた配置を考慮し実施していく考えである。

また、欠員補充については、民間委託、退職者の活用を含め、検討すべきものと考えている。

- 2 第三者委託に道を開く水道法改正を口実にした安上がり・責任逃れの委託を行わず、直営で公的責任を果たすこと。また営業課の委託や魚住浄水場の夜間休日委託など、現在委託を行っている事業については、委託後の結果及び中身の検証を行うこと。

地方公営企業として、安全安心な水道水を安定的に供給することは当然の義務と考えている。また、委託については、中期経営計画に基づき、水道事業の公的責任である経営の健全化のため実施するものであるが、その一方で利用者サービスの向上につながるものでなければならない。現在のところ各委託業務は、サービスに支障をきたすトラブルも無くコスト縮減も予想を上回る効果をあげている。今後、これら委託業務の中で発生した問題・課題があれば、解決に向け取り組むとともに、評価・検証についても、必要と考え実施する。

- 3 労働組合法および地公労法の定めにより、公営企業労働者に認められている労働協約締結権に基づき、すべての確認事項は書面により協定すること。

労働条件に関わる点については、従来から貴組合と十分に協議等を行い、労働協約の要件を満たした書面の取り交わしをしており、今後もこの方針に変わりはない。

- 4 地公労法第 7 条第 2 項にある「転職(異動)」の基準について協約として締結するとともに、臨職を含め適正な人員配置を行い、その内容を締結すること。

転職(異動)の基準については、平成 19 年 3 月に平成 20 年 3 月を期限とする「人事異動基準に関する協定」を締結したところである。しかし、人事交流がある中で、市長部局とかけ離れた独自基準は設けられないと考える。なお、職員配置については管理運営に属する事項であり、協約の対象ではない。

5 機構改革については、職場をはじめ組合と充分協議を行うこと。

平成 21 年度組織改正(案)については、10 月 14 日に組合へ情報提供を行ったところであり、各職場においても 10 月末を期限として意見を集約する予定となっている。業務に係る諸課題は、充分な議論を行い、解決を図っていくものと考えているが、労働条件に係わる点については、従来どおり組合と協議を行う考えである。

6 水道サービスセンターの今後のあり方については、引き続き組合と充分に協議すること。

水道サービスセンターのあり方については、今年 8 月 21 日に当該センターにおいて説明会を実施したところである。説明会において出された意見等については、今後の検討に反映させるとともに、時期を見極めながら組合及び職員に対し、説明を行っていきたいと考えている。

7 当局が一方的に進めた時間外勤務の振替については、改めて組合と協議する。

週休日等の勤務については、平成 20 年 4 月 7 日付「週休日等の時間外勤務命令及び振り替えについて」で通知したとおり原則振り替えとすることに変更はない。このことについては、市長部局と異なる取り扱いとすることはできないと考えている。また、振り替えの可能な期間内にやむを得ない事情により振り替えができない場合に時間外勤務として処理することは、従来と変わることではない。

8 高齢者雇用についての今後の考え方を明らかにすること。

高齢者雇用については、全市的な事案として協議を進めていきたい。

9 危機管理にかかる予算を措置すること。

平成 20 年度においては、老朽管の布設替えに関し、順調な予算執行がなされている。今後は、老朽管の布設替えに加え、浄・配水場の耐震診断を進めて行くことなどを予定しており、安全・安定給水の事業目的に照らし、緊急性、影響度等を精査・勘案のうえ予算措置を行う考えに変わりはない。

10 厚生労働省が 2008 年 4 月 8 日に通知した「耐震化計画の策定、実施に向けた指導の強化」を受け、下記の①から③の項目について、明石市の状況を説明すること。

① 既存施設の耐震診断の状況

② 基幹管路(導水管、送水管及び配水本管)に石綿セメント管の使用状況と更新計

画の状況

③ 水道の利用者に対し、水道施設の耐震性能や耐震化に関する取り組みの状況、断水発生時の応急給水体制などについて定期的に情報提供

- ① 既存施設の耐震診断の状況については、平成 19 年度に耐震化基本計画を策定し、鳥羽浄水場については、耐震診断を完了させ本年度は配水場の耐震診断を行う予定である。今後、診断結果を踏まえ平成 24 年度末には耐震化工事を完了させる予定である。
- ② 石綿セメント管の布設替えは、年次的に工事を進めてきたが、一部の私道や区画整理事業地内に残っている。現在は、市が発注する河川工事や県受託工事など他工事に併せての施工について積極的に取り組んでいる状況である。
- ③ 水道利用者への情報提供については、「明石市水道事業中期経営計画」をはじめとする経営情報や危機管理に関する情報等を水道部のホームページに掲載している。また、広報紙を利用した定期的なお知らせも継続して実施する考えである。

【自治労明石市水道労働組合への回答】

自治体ライフライン事業「災害時における危機管理体制の確立」に関する要求書に対する回答

(平成 20 年 10 月 22 日)

明石市水道事業は、平成 14 年度より総施設の点検、検証、措置の管理サイクルの確立を図る一方、明石市地域防災計画に記載の上水道整備計画に基づき、災害に強い水道施設等の整備に努めているところである。

危機管理に関する取組みとしては、危機管理職場リーダー会議において現実に起きた事故事例等を検証し、教訓として今後に生かす方策を取りまとめ、課長会に報告の上、部内に周知することとしている。

また、リーダー会議において策定された「明石市水道部危機管理計画」に基づく訓練を継続して実施している。

なお、水道事業体の相互応援については「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」を、明石市管工事業協同組合とは「災害時における応急活動に関する協定書」を、また神戸市とは連絡管による応援給水の協定をそれぞれ締結し、今年には、明石市水道部営業関連業務受託者の第一環境株式会社と「災害時における応急復旧等業務の応援に関する協定書」を交わした。このことは、水道の開閉栓など水道利用者に一番近い所での活動の応援が得られ、より災害に関する備えが整ったと思われる。